

別海町議会会議録

第2号(令和3年3月5日)

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第12号、議案第13号、
議案第14号、議案第15号、議案第16号、
議案第17号、議案第18号、議案第19号)
委員長報告・質疑
- 日程第 3 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第12号、議案第13号、
議案第14号、議案第15号、議案第16号、
議案第17号、議案第18号、議案第19号)
- 日程第 4 議案第 4号 令和3年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 5号 令和3年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6号 令和3年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7号 令和3年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8号 令和3年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9号 令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和3年度別海町町立別海病院事業会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和3年度別海町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第20号 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改

- 正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 26 号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 27 号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 28 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 30 号 工事請負契約の締結について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（1号棟））
- 日程第 22 議案第 31 号 工事請負契約の締結について（イースタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（1号棟））
- 日程第 23 議案第 32 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 24 議案第 33 号 別海漁港における公有水面埋立について
- 日程第 25 議案第 34 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
 （1）予算決算審査特別委員会付託事件
 （町長提出議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号）
 委員長報告・質疑
- 日程第 3 各議案の討論・採決
 （1）予算決算審査特別委員会付託事件
 （町長提出議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号）
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 3 年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 3 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 3 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 3 年度別海町町立別海病院事業会計予算
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 3 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 12 議案第 20 号 別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（1号棟））
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（1号棟））
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 別海漁港における公有水面埋立について
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 2 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	8 番 松 壽 孝 雄
9 番 今 西 和 雄	1 0 番 小 林 敏 之
1 1 番 瀧 川 榮 子	1 2 番 松 〆 政 勝
1 3 番 中 村 忠 士	1 4 番 佐 藤 ・ 雄
副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦	議 長 1 6 番 西 原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 曾根興三
教育長 登藤和哉
監査委員 竹中仁
福祉部長 今野健一
建設水道部長 山岸英一
病院事務長 大槻祐二
農業委員会事務局長 中村公一
福祉部次長 青柳茂
建設水道部次長 伊藤一成
総合政策課長 三戸俊人
税務課長 伊藤輝幸
西春別支所長他 田村康行
町民課長 青柳茂
介護支援課長 千葉宏
老人保健施設事務長 竹中利哉
商工観光課長 田畑直樹
管理課長 伊藤一成
事業課長 袴田充輝
病院事務課長 小川信明
学校教育課長 入倉伸顕
中央公民館長 内山宏

副町長 佐藤次春
代表監査委員 杉本義久
総務部長 浦山吉人
産業振興部長 門脇芳則
教育部長 山田一志
会計管理者 阿部美幸
監査委員事務局長 小林由治
産業振興部次長 小湊昌博
教育部次長 石川誠
財政課長 寺尾真太郎
防災交通課長 麻郷地聡
尾岱沼支所長他 福原義人
福祉課長 干場みゆき
保健課長他 干場富夫
農政課長 小野武史
水産みどり課長 小湊昌博
建築住宅課長 川畑智明
上下水道課長 外石昭博
学務課長他 宮本栄一
生涯学習課長他 石川誠

○議会事務局出席職員

事務局長 小島実 主 幹 松本博史

○会議録署名議員

10番 小林敏之
12番 松政勝

11番 瀧川榮子

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
10番小林議員。
○10番（小林敏之君） はい。
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。
○11番（瀧川榮子君） はい。
○議長（西原 浩君） 12番松政議員。
○12番（松政政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第12号から議案第19号までの各会計補正予算8件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和2年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和2年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。
それでは、令和2年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第12号令和2年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和2年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和2年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 4 号から日程第 11 議案第 11 号まで

○議長（西原 浩君） 日程第 4 議案第 4 号令和 3 年度別海町一般会計予算、日程第 5 議案第 5 号令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第 6 議案第 6 号令和 3 年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第 7 議案第 7 号令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第 8 議案第 8 号令和 3 年度別海町介護保険特別会計予算、日程第 9 議案第 9 号令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 10 議案第 10 号令和 3 年度町立別海病院事業会計予算、日程第 11 議案第 11 号令和 3 年度別海町水道事業会計予算の 8 件については、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 8 件の令和 3 年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第 4 号令和 3 年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○財政課長（浦山吉人君） はい。

議案第 4 号の内容を説明いたします。

別冊の令和 3 年度別海町一般会計予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 4 号令和 3 年度別海町一般会計予算。

令和 3 年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190 億 1,600 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方債。

地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 3 条、一時借入金。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40 億円と定める。

2 ページをお開き願います

「第 1 表歳入歳出予算」で初めに「歳入」です。

1 款、町税、1 項から 5 項で 24 億 4,600 万 2,000 円。

2 款、地方譲与税、1 項から 3 項で 3 億 6,723 万円。

3 款、利子割交付金、1 項で 220 万円。

4 款、配当割交付金、1 項で 690 万円。

5 款、株式等譲渡所得割交付金、1 項で 820 万円。

6 款、法人事業税交付金、1 項で 3,100 万円。

7 款、地方消費税交付金、1 項で 3 億 6,900 万円。

8 款、環境性能割交付金、1 項で 1,900 万円。

9 款、国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で 4,697 万円。

10 款、地方特例交付金、1 項で 1,900 万円。

11款、地方交付税、3ページにかけて1項で64億4,000万円。
12款、交通安全対策特別交付金、1項で320万円。
13款、分担金及び負担金、1項と2項で11億7,237万3,000円。
14款、使用料及び手数料、1項から3項で2億8,812万9,000円。
15款、国庫支出金、1項から3項で27億4,393万5,000円。
16款、道支出金、1項から3項で15億2,310万8,000円。
17款、財産収入、1項と2項で4,513万7,000円。
18款、寄附金、1項で1億5,010万円。
19款、繰入金、1項で12億8,672万2,000円。
20款、繰越金、1項で1,000万円。
21款、諸収入、4ページにかけて1項から5項で4億1,659万4,000円。
4ページになります。

22款、町債、1項で16億2,120万円。
歳入合計で190億1,600万円とするものです。

次に5ページ、「歳出」です。

1款、議会費、1項で8,711万3,000円。
2款、総務費、1項から6項で11億4,211万2,000円。
3款、民生費、1項と2項で24億2,224万1,000円。
4款、衛生費、1項から3項で16億3,927万4,000円。
5款、労働費、1項で92万7,000円。
6款、農林水産業費、1項から4項で35億6,528万6,000円。
7款、商工費、1項で2億3,368万4,000円。
8款、土木費、6ページにかけて1項から5項で16億8,882万5,000円。
6ページに進みます。

9款、消防費、1項で7億469万6,000円。
10款、教育費、1項から6項で28億9,118万1,000円。
11款、災害復旧費、1項で16万円。
12款、公債費、1項で17億8,962万円。
13款、給与費、1項で28億2,088万1,000円。
14款、予備費、1項で3,000万円。

歳出合計で190億1,600万円とするものです。

次に、7ページ、「第2表地方債」です。

1件ごとの説明は省略させていただきます。

表の一番上、1件目省エネ防犯灯整備事業からページを進み、9ページをお開きください。

9ページの下から3段目、町営ランニングコース・パークゴルフ場整備事業までの41事業と次の段の臨時財政対策債を加えた限度額の合計は、16億2,120万円となります。

なお、すべての起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが飛びますけれども、231ページをお開き願います。

231ページ、「給与費明細書」です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で0.05カ月分、12万3,000円の減。

共済費で161万2,000円の減。

合計で173万5,000円の減となります。

次の段、議員は、給与費の期末手当で0.05カ月分、21万4,000円の減。

共済費で76万円の減。

合計で97万4,000円の減となります。

次の段、その他の特別職は職員数が198人の減。

報酬で690万9,000円の減。

合計も同じく690万9,000円の減となります。

比較の欄の計では、職員数が198人の減。

報酬で690万9,000円の減。

期末手当が33万7,000円の減。

給与費計で724万6,000円の減。

共済費が237万2,000円の減。

全体の合計で961万8,000円の減となります。

次に、232ページをお開き願います。

2の一般職です。

(1)総括で、こちらと比較の欄で申し上げます。

上の表の一番下の段になります。

職員数は7人の減。

この上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い職員の人数で11人の増。

給与費の報酬で2,298万7,000円の増。

給料で1,750万円の減。

職員手当で1,619万2,000円の減。

給与費の計では、1,070万5,000円の減。

共済費は7,581万4,000円の増。

合計で6,510万9,000円の増となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして233ページ会計年度任用職員以外の職員、234ページ会計年度任用職員、続く給料及び職員手当の増減額の明細及び236ページから239ページまでの給料及び職員手当の状況は説明を省略させていただきます。

240ページをお開きください。

240ページからは、「債務負担行為に関する調書」です。

1件ごとの説明はこちらも省略をさせていただきますが、1件目の別海町酪農工場機械整備から始まりまして、250ページまでお進みいただき、250ページ最後の公の施設

に係る指定管理者に対する委託料、別海町高齢者生活ハウスまで全部で72件で、この72件の債務負担行為の限度額の合計で59億3,171万8,000円。

前年度令和2年度末までの支出済み見込み額の合計が、13億8,006万1,000円。

当該年度の令和3年度ですけれども、令和3年度以降の支出予定額合計は、13億7,701万4,000円。

この欄の上段括弧内の4億2,098万7,000円は、令和3年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には令和3年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しています。

最後になりますが、251ページをごらんください。

こちらは「地方債に関する調書」です。

こちらでも区分ごとの説明は省略させていただき、区分1公共事業等債から、一番下区分15道貸付金までの合計で申し上げます。

表の一番下の段で令和元年度末現在高は167億6,639万6,000円、その右側令和2年度末現在高見込み額が175億3,128万9,000円。

次に、令和3年度中起債見込み額が16億2,120万円、令和3年度中元金償還見込み額が17億2,460万5,000円、令和3年度末現在高見込み額が174億2,788万4,000円となります。

以上で、議案第4号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第5号令和3年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第7号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第8号令和3年度別海町介護保険特別会計予算、議案第9号令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第5号及び第7号から9号までの福祉部関係特別会計4件について、続けて説明させていただきます。

まず初めに、議案第5号令和3年度別海町国民健康保険特別会計の内容を説明します。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」です。

款の金額で説明いたします。

まず「歳入」です。

1 款、国民健康保険税、1 項で8 億8,006 万1,000 円。

2 款、道支出金、1 項で14 億4,546 万4,000 円。

3 款、財産収入、1 項で12 万2,000 円。

4 款、繰入金、1 項と2 項で1 億6,379 万3,000 円。

5 款、繰越金、1 項で1 万円。

6 款、諸収入、1 項と2 項で55 万円。

歳入合計で、24 億9,000 万円とするものです。

次に3 ページです。

「歳出」になります。

1 款、総務費、1 項から4 項で1,904 万4,000 円。

2 款、保険給付費、1 項で13 億6,300 万円。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項で10 億8,087 万2,000 円。

4 款、財政安定化基金拠出金、1 項で2,000 円。

5 款、保健事業費、1 項と2 項で1,705 万円。

6 款、基金積立金、1 項で12 万2,000 円。

7 款、諸支出金、1 項で491 万円。

8 款、予備費、1 項で500 万円。

歳出合計で24 億9,000 万円とするものです。

5 ページから19 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、21 ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1 の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度その他特別職職員数は7 名で、報酬額は31 万9,000 円です。

表の一番下の比較の欄で職員数に増減はありません。

給与費の報酬で5 万5,000 円の増となるものです。

以上で、議案第5 号の内容説明を終わります。

次に、議案第7 号令和3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明いたします。

別冊予算書1 ページをお開きください。

令和3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和3 年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億9,270 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表歳入歳出予算」。

まず「歳入」です。

1 款、介護サービス費、1 項で1 億4,678 万2,000 円。

2 款、使用料及び手数料、1 項と2 項で3,861 万3,000 円。

3 款、財産収入、1 項で35 万7,000 円。

4款、繰入金、1項で3億670万円。

5款、繰越金、1項で1万円。

6款、諸収入、1項で23万8,000円。

歳入合計で4億9,270万円とするものです。

次に、3ページです。

「歳出」です。

1款、介護サービス事業費、1項で1億1,942万6,000円。

2款、公債費、1項で5,847万4,000円。

3款、給与費、1項で3億1,180万円。

4款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で4億9,270万円とするものです。

5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1の一般職総括です。

表の一番下の比較の欄で説明します。

職員数は、会計年度任用職員が1名の減。

給与費は、報酬で62万3,000円の減。

給料で242万3,000円の増。

職員手当で87万5,000円の減。

給与費計では92万5,000円の増。

次に、共済費は107万4,000円の増。

合計で199万9,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と22ページから28ページまでの明細等については、説明を省略させていただきます。

次に29ページをお開きください。

「地方債に関する調書」です。

介護サービス事業債で、令和元年度末現在高は4億1,352万1,000円、令和2年度末現在高見込み額は3億6,687万4,000円、令和3年度中増減見込みで令和3年度中起債見込み額はありません。

令和3年度中元金償還見込み額は5,160万4,000円を予定し、令和3年度末現在高見込み額が3億1,527万円となるものです。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

続いて、議案第8号令和3年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町介護保険特別会計予算。

令和3年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,350万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」です。

まず「歳入」です。

1 款、保険料、1 項で2億5,373万9,000円。

2 款、分担金及び負担金、1 項で120万円。

3 款、国庫支出金、1 項と2 項で2億5,436万円。

4 款、支払基金交付金、1 項で3億1,280万8,000円。

5 款、道支出金、1 項と2 項で1億7,267万7,000円。

6 款、財産収入、1 項で1万4,000円。

7 款、繰入金、1 項と2 項で1億8,855万円。

8 款、繰越金、1 項で1万円。

9 款、諸収入、1 項と2 項で14万2,000円。

歳入合計で11億8,350万円とするものです。

次に3 ページ、「歳出」です。

1 款、総務費、1 項から3 項で801万8,000円。

2 款、保険給付費、1 項で11億310万円。

3 款、地域支援事業費、1 項から3 項で6,896万8,000円。

4 款、基金積立金、1 項で1万4,000円。

5 款、諸支出金、1 項で40万円。

6 款、予備費、1 項で300万円。

歳出合計で11億8,350万円とするものです。

こちらの5 ページから22 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に23 ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1 の特別職で介護認定審査会委員4名と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員10名に係る報酬です。

本年度その他の特別職の職員数は14人、報酬は93万1,000円となります。

表一番下の比較の欄で人数の増減はありません。

報酬は24万6,000円の減となるものです。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

最後に、議案第9号令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の1 ページをお開きください。

令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,740万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」です。

まず「歳入」です。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項で1 億4,039 万7,000 円。

2 款、繰入金、1 項で5,678 万2,000 円。

3 款、繰越金、1 項で1,000 円

4 款、諸収入、1 項と2 項で22 万円。

歳入合計で1 億9,740 万円とするものです。

次に3 ページの「歳出」です。

1 款、総務費、1 項と2 項で108 万円。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で1 億9,311 万円。

3 款、諸支出金、1 項で21 万円。

4 款、予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で1 億9,740 万円とするものです。

こちらも次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第9 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第6 号令和3 年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第11 号令和3 年度別海町下水道事業会計予算の2 件について、順次説明を求めます。

○建設水道部長（山岸英一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（山岸英一君） はい。

議案第6 号、11 号につきまして続けて説明させていただきます。

議案第6 号の内容説明をいたします。

別冊の令和3 年度別海町下水道事業特別会計予算の1 ページをお開きください。

議案第6 号令和3 年度別海町下水道事業特別会計予算。

令和3 年度別海町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5 億5,880 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」による。

第2 条、債務負担行為。

地方自治法第214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2 表債務負担行為」による。

第3 条、地方債。

地方自治法第230 条第1 項の規定により起こすことができる地方の町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3 表地方債」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表歳入歳出予算」です。

款の金額で申し上げます。

まず「歳入」です。

1 款、分担金及び負担金、1 項で123 万7,000 円。

2 款、使用料及び手数料、1 項と2 項で1 億5,061 万6,000 円。

3 款、国庫支出金、1 項で7,951 万5,000 円。

4 款、繰入金、1 項で2 億6,312 万2,000 円。

5款、繰越金、1項で1万円。

6款、諸収入、1項で70万円。

7款、町債、1項で6,360万円。

歳入合計で5億5,880万円とするものです。

続いて3ページ「歳出」です。

1款、総務費、1項で2,196万1,000円。

2款、下水道施設費、1項で1億9,670万1,000円。

3款、集落排水施設費、1項と2項で1億4,609万2,000円。

4款、公債費、1項で1億6,425万4,000円。

5款、給与費、1項で2,679万2,000円。

6款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で5億8,880万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表債務負担行為」です。

全部で3件あります。

1点目は、令和3年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。

これは、貸し付けした金額を返済できないケースが出た場合にその損失を補償するものです。

期間は令和3年度から令和8年度までで、限度額は210万円です。

次に、2点目は、別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担です。

これは令和3年度融資分に対する利子補給です。

期間は令和4年度から令和8年度まで、限度額は1万円です。

次に、3点目は、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定に基づく別海終末処理場電気設備工事です。

期間は令和4年度で、限度額は1億200万円です。

次に5ページ、「第3表地方債」です。

起債の目的、下水道事業会計移行事業、限度額670万円、特定環境保全公共下水道事業、限度額2,030万円、農業集落排水事業、限度額2,840万円、漁業集落排水事業、限度額820万円、合計限度額で6,360万円です。

起債の方法は、普通貸借、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法ですが、公的資金についてはその融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定をする。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次の7ページから歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略いたします。

25ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1の一般職です。

1の総括上の表の下段、比較の欄で申し上げます。

職員数は1名の増。

給与費の給料、243万1,000円の増。

職員手当、156万9,000円の増。

給与費計で400万円の増。

共済費、536万7,000円の増。

合計で136万7,000円の増となるものです。

以下、27ページまでの職員の手当、2給料及び職員手当の増減額の明細及び3給料及び職員手当の状況につきましては説明を省略いたします。

28ページをお開きください。

「地方債に関する調書」です。

下水道事業債一般分、臨時財政特例債及び公営企業会計適用債の合計で申し上げます。

令和元年度末現在高12億7,421万4,000円、令和2年度末現在高見込額は11億8,689万1,000円、令和3年度中増減見込み額で令和3年度中起債見込み額は8,610万円、令和3年度中元金償還見込み額は1億4,899万6,000円、よって、令和3年度末現在高見込み額は11億2,399万5,000円となるものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

引き続き、議案第11号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第11号令和3年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和3年度別海町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務能力予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数7,305件、2号、年間総給水量517万8,105立方メートル、3号、1日平均給水量1万4,187立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入です。

1款、水道事業収益、1項と2項で10億6,593万4,000円。

支出です。

1款、水道事業費用、1項から3項で8億5,757万6,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,148万9,000円は、減債積立金2億1,434万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,651万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,063万3,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款、資本的収入、1項と2項で1億8,585万4,000円。

支出です。

1款、資本的支出、1項から3項で6億734万3,000円。

2ページをお開きください。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は1億4,450万円。農業水路等長寿命化事業、限度額は2,710万円。

起債の方法は、証書借入、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還、又は低利に借換えることができるとするものです。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費5,389万8,000円。

2号、交際費5万円。

第9条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産購入限度額は2,618万2,000円と定める。

3ページからの、予算実施計画及び5ページから予算実施計画説明書の内容説明を省略いたします。

12ページをお開きください。

「令和3年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差し引き合計で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

下段の差し引き合計で3億9,768万8,000円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー差し引き合計で3億6,415万6,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー差し引き合計で2,084万円のマイナス。

3区分の合計の資金増減額は下から3段目で1,269万2,000円のプラスとなり、再下段の資金期末残高は28億5,369万円となる予定です。

次に13ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

1の総括で上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数の増減はございません。

括弧内は会計年度職員となります。

給与費、報酬で5,000円の減。

給与で35万6,000円の増。

手当で45万1,000円の増。

給与費計で80万2,000円の増。

法定福利費 17万2,000円の増。

合計 97万4,000円の増となり、本年度合計で 5,389万8,000円となる予定です。

以下 17ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細及び3の給料及び手当の状況につきましては説明を省略いたします。

18ページをお開きください。

「債務負担行為に関する調書」です。

事項は財務省用地賃貸料で、限度額は1万2,000円です。

令和3年度以降の支払い義務発生予定額は、令和3年度が期限で金額は6,000円です。

以下、22ページまでの「予定損益計算書」、「予定貸借対照表及」び「注記表」につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第11号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第10号令和3年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） はい。

議案第10号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書1ページをお開き願います。

議案第15号令和3年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

令和3年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は次のとおりとする。

1項、病床数84、1号、一般病床83床、2号、未熟児室1床。

2項、年間患者数8万8,760人、1号、入院2万2,995人、2号、外来6万5,765人。

3項、1日平均患者数333人、1号、入院63人、2号、外来270人。

4項、主要な建設改良事業。

MRI導入事業外構整備事業、事業費3,300万円、医療機械器具購入事業、事業費2,399万5,000円、町立別海病院設備更新事業、事業費1,127万9,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款、病院事業収益、1項から3項で22億993万3,000円。

支出です。

1款、病院事業費用、1項から4項で24億8,483万9,000円です。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,993万5,000円は、過年度分損

益勘定留保資金 8,993万5,000円で補てんするものとする。

収入です。

1 款、資本的収入、1 項から 3 項で 1 億 6,634 万 8,000 円。

支出です。

1 款、資本的支出、1 項と 2 項で 2 億 5,628 万 3,000 円。

第 5 条、企業債

企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、MRI 導入事業外構整備事業、限度額 3,300 万円、医療機械器具整備事業、限度額 260 万円、院内総合情報システム整備事業 750 万円、設備更新事業 1,120 万円。

起債の方法はいずれも証書借入、利率はいずれも 3%以内、償還の方法はいずれも起債借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還、又は低利に借換えることができる。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 2 億円と定める。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、12 億 6,861 万 2,000 円。

2 号、公債費、130 万円。

第 8 条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1 号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費で 351 万 1,000 円。

2 号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,901 万 1,000 円。

3 号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,030 万円。

4 号、児童手当に要する経費、586 万円。

5 号、院内保育所に要する経費、1,967 万 1,000 円。

6 号、医師の派遣を受けることに要する経費、2,829 万円。

第 9 条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は 2 億 7,830 万円と定める。

第 10 条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は次のとおりとする。

種類、構築物、名称、MRI 導入事業外構整備、数量一式、器械備品、分娩監視装置等、数量一式。

第 11 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

5 ページからの予算実施計画及び 8 ページからの予算実施計画説明書は省略をさせていただきます。

15ページをお開き願います。

「令和3年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。
この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものでございます。

説明は各区分ごとの差し引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー

差し引き合計で5,471万6,000円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー左側下段です。

差し引き合計で6,238万4,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差し引き合計で1,957万2,000円のマイナスです。

区分合計での資金増減額は、右下下から3段目で2,724万円のマイナスとなります。
資金期末残高予定額は、右下最下段で551万6,000円となる予定でございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

「給与費明細書」です。

1の総括の下段比較の合計で申し上げます。

職員数一般職として、6名の減。

括弧内は再任用短時間勤務職員及び1週間あたりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数については、7名の増です。

給料、5,520万円の減。

報酬、5,600万円の増。

手当、251万5,000円の減。

給与費計で171万5,000円の減。

法定福利費は1,164万2,000円の増。

給与費合計で992万7,000円の増となり、合計で12億6,861万2,000円の予定となります。

以下、23ページまでの手当の内訳、給料手当の増減額の明細、給料及び手当の状況及び27ページまでの「損益計算書」及び「予定貸借対照表」、「注記表」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第4号から議案第11号までの令和3年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和3年度別海町各会計予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第11号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は

省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第20号

○議長(西原 浩君) 日程第12 議案第20号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長(青柳 茂君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 福祉部次長。

○福祉部次長(青柳 茂君) はい。

議案第20号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

本条例の改正は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が本年2月に公布され、「新型コロナウイルス感染症」の定義部分の改正が示されたことから、本条例の附則において規定する「新型コロナウイルス感染症」の感染が疑われるときなどに支給することができる「傷病手当金」に係る規定について必要な文言の整理をしようとするものです。

なお、本改正は「傷病手当金」の支給対象範囲及び取り扱いに変更が生じるものではないことを申し添えておきたいと思います。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後で附則第2項の改正となります。

改正前では「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」としていた「新型コロナウイルス感染症」の定義について、改正後では「令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症」とするものです。

また、附則として「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第21号

○議長(西原 浩君) 日程第13 議案第21号別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長(千葉 宏君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 介護支援課長。

○介護支援課長(千葉 宏君) はい。

議案第21号別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。

議案書18ページをお開きください。

本条例は、高齢者及び障害者が自立した生活を確保するために必要な生活支援事業を行うことにより、高齢者等の保健福祉の増進を図ることを目的とし、「外出支援サービス事業」、「配食サービス事業」、二つの事業を行っています。

「配食サービス事業」については、原材料費の高騰や人件費の増などを踏まえて、「業務委託単価の積算根拠」の見直しを行い、あわせて「利用者負担額」についても見直しをすることとし、また、サービス利用者が増加傾向にあることから、「業務委託先の拡充等」と「対象要件の見直し」を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料2ページをお開きください。

別海町生活支援事業条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明します。

改正内容につきましては、2ページ下段から4ページ中段になりますが、第3条において、見出し「事業の内容、利用回数及び対象者」を「事業の内容及び対象者等」へ改めます。

次に、二つの事業をそれぞれ「号だて」から「項だて」として、事業の内容と対象者について規定するものです。

また、4ページ上段になりますが、配食サービス事業の対象者を具体的に示し要件を明確化するものです。

5ページをお開きください。

第7条において、見出し「事業の委託」を「業務の委託及び委託料の支払い」に改め、同条中の適切な事業運営ができると認められている「社会福祉法人等」を「事業者」に改めるものです。

これは、委託事業の拡充を図るため、事業者の参入がしやすくなるように改正するものです。

また、「第2項、委託事業者に支払う1食当たりの委託単価は、委託契約により定める

ものとする」を加えるものです。

これは、委託単価の定め方についての規定を追加するものです。

6ページをご覧ください。

別表6条関係において、事業区分欄、2の「配食サービス事業」の1食当たりの利用者負担額を「350円」から「400円」に改めるものです。

その他の改正につきましては、文言等を整理するものです。

次に、附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） ちょっと条文の言葉の使い方についてちょっと質問します。

議案資料の3ページの（2）ですね。

3条の2項になりますか。

この中でですね、事業の対象者を「老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、車いすやストレッチャーを利用しなければ移動が困難な高齢者又は重度身体障害者」とあります。

その前の対象者の中に、心身の障害という言葉があるのに対して、なぜ重度身体障害者となったのか説明いただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

木嶋議員の御質問にお答えいたします。

こちらの条例の改正につきましては、「項だて」を行って、各それぞれのサービス事業ごとにですね、内容を整理したというものであって、改正前の第3条の「外出支援サービス事業」の内容について改正後につきましては、第3条の第2項ですね、こちらのほうの内容としたということであって中身につきまして変更等はかけてはおりません。

以上になります

○議長（西原 浩君） 木嶋委員、所管が答弁したように条例の改正なのでここは改正になってない部分なので、その文言の意味合いについてはまた別の機会に議論するというところでどうでしょうか。

改正内容についての質疑ならお受けしたいと思うんですけども、改正していない部分ということで、今所管のほうからもそこは号を移しただけだという答弁でございました。

木嶋委員が求めている答弁とは違ったんですけども、それを別の機会に議論ということでどうでしょうか。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

明らかにここは検討しなければいけない部分であるかなというふうに思いますので、それだけはお含みおきください。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ございますか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2点ほどお聞きしたいと思うんですけど。

1点目はですね、「外出支援サービス」について、それから「配食サービス事業」について、それぞれ現在の利用状況がどうなっているかっていうのをお聞きしたいと。

それからもう1点はですね、「配食サービス」について、対象者が少し広がっているのかどうなのかがちょっとよくわかりませんが、規定を変えましたよね。

そのことによって、利用が増えるという見込みなのか減るとい見込みなのか、あるいは変わらないという見込みなのか、その見込みをどのように考えているかお聞きします。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

中村議員の御質問にお答えします。

「外出支援サービス」の実績につきましては、手元に資料を用意していなかったもので、そちらのほうの説明はできないので申しわけありません。

「配食サービス」につきまして、現状での平成29年度から令和2年度の1月実績まで説明させていただきます。

平成29年度につきましては1,467食、平成30年度につきましては2,715食、令和元年度につきましては2,642食、令和2年度の1月実績としては2,650食となっております。

あと、サービス対象者関係につきましてはですがけれども、事業者の対象をこちらのほうの内容の拡大ということで想定されるものにつきまして、相談あるものを含むということで、65歳以上の高齢者の方と障害者手帳等を所持しているお子様のみの世帯、65歳以上の高齢者と介護認定又は傷病等により食事の準備ができないお子様のみの世帯、65歳以上の高齢者と引きこもりのお子様のみの世帯、65歳以上の高齢者と早朝から夜遅くまで仕事されており、自宅に不在のお子様だけの世帯、65歳以上の高齢者の方と18歳以下のお子様、お孫様のみの世帯、こちらのことを想定される世帯として考えております。

以上になります。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、わかりました。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

ないようですので質疑を終わります。

◎日程第14 議案第22号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第22号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第22号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書21ページをお開きください。

本条例の改正は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8期介護保険事業計画」において、「介護及び予防給付サービス」並びに「地域支援事業」の見込み量の推計など、保険料算定基礎となる「介護保険事業費」を算定した結果、3年間で「標準給付費見込み額」、「地域支援事業」の合計約35億200万円となり、第7期介護保険事業計画時の33億2,200万円と比較すると、約1億8,000万円の増額となることが見込まれます。

第1号被保険者の介護保険料は、標準給付費見込み額及び地域支援事業の第1号被保険者が負担すべき割合、後期高齢者の割合、所得段階別の第1号被保険者の割合等で構成した額が第8期の保険料収納必要額となります。

これにより、保険料、基準月額を算定することとなっており、第8期計画期間における保険料基準月額は3年間で3,628円と算定されましたが、現在の保険料基準月額の「4,900円」から保険料を大幅に引き上げることを抑制するために、計画期間内に介護給付費、準備基金の取り崩しを行うこととして算定した結果、「5,100円」となりました。

これにより、第8期計画期間中の保険料基準月額の「5,100円」に改定することとし、条例第4条で規定する「第1号被保険者の保険料率」の改正を行うものです。

また、「介護保険法施行規則」の改正により介護保険料算定のための「基準所得金額」の改正など所要の改正も行うものです。

その他、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の公布に従い、本条例の附則において規定する「新型コロナウイルス感染症」の影響により、「収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免」に係る規定について改正するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し改正の内容は別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の12ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の説明資料です。

この表は、「第8期介護保険事業計画」期間内の「所得段階別保険料」について示したものです。

左から、区分、課税区分の所得金額等、平成30年度から令和2年度規定額、令和3年度から令和5年度規定額、令和3年度から令和5年度の減額後となります。

本条例の改正につきまして、「介護保険法施行規則」の一部が改正され、所得状況に応じて区分されている保険料率の算定に関する基準が改正され、表の左の区分欄の市町村民

税本人課税層に当たる第7段階が「120万以上210万円未満」、第8段階が「210万円以上320万円未満」及び第9段階が「320万円以上」と合計所得金額が記載のとおり定められましたので、新たな基準に基づき「基準所得金額」を改正するものです。

次に保険料率ですが、令和3年度から令和5年度の「第8期保険料基準月額」を、現行の基準月額から200円引き上げ「5,100円」に設定しようとするものです。

表の右から2列目の令和3年度から令和5年度規定額の欄のとおり、区分第2段階の月額「2,550円」から第9段階の「月額8,670円」まで、第1号被保険者の所得状況等の区分に応じた「保険料率」により階層ごとの金額に改めるものです。

「基準額5,100円」は、第5段階の金額となります。

なお、介護保険法施行令の改正により、令和2年度の減額賦課について定めた所得の少ない被保険者第1段階から第3段階までの方の保険料月額に対する基準額割合について、表右の令和3年度から令和5年度減額後の欄のとおり、第8期計画期間においても継続して適用することとするものです。

国の基準に基づき、「基準額割合」と「保険料」を第1段階は、基準額割合を現行の「0.5」から「0.3」とし「月額1,530円」、第2段階は基準額割合を「0.75」から「0.5」とし「月額2,550円」、第3段階は基準額割合で「0.75」から「0.7」とし「月額3,570円」に減額するものです。

この他、附則第8条、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、「収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免」について、新型コロナウイルス感染症の定義規定の改正があったことから改正を行うものです。

議案資料11ページをお開きください。

附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条を加える改正規定は公布の日から施行する。」とするものです。

また、経過措置について「改正後の条例第4条の改正の規定について、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、午後1時まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議案第22号の答弁において、中村議員の質問に訂正したい旨の申し出がありましたのでお受けいたします。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

別海町生活支援事業の一部を改正する条例の制定におきまして、中村議員により御質問いただき回答いたしました。その内容に誤りがありましたので訂正したいと思います。

「配食サービス」の年度別の件数を御報告したんですけれども、この「配食サービス」につきましては、一般会計と介護保険特別会計の二つの予算で実行しております。

そういう中で、私が先ほど特別会計の食数のみをお伝えしてしまいましたので、そちらにつきましては、一般会計と特別会計の合わせた食数を改めて御報告したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは平成29年度になります。

一般会計が4,785食、特別会計が1,467食、合計で6,252食。

続きまして、平成30年度になります。

一般会計が3,553食、特別会計が2,715食、合計で6,268食になります。

令和元年度になります。

一般会計が4,548食、特別会計が2,642食です。

合計いたしまして、7,190食になります。

令和2年度の1月実績になります。

一般会計につきましては4,650食、特別会計2,650食、合計で7,300食になります。

あともう1点、「外出支援サービス」の件数についても、回答を求められたんですけれども資料が揃いましたので、こちらであわせて御説明させていただきたいと思います。

「外出支援サービス事業」につきましては、平成29年度につきまして登録されてる方が29名で、延べの利用者数が100名、回数が222回となっております。

続きまして、平成30年度です。

登録者数が34名、延べの利用者数が117名、回数が267回となります。

令和元年度になります。

登録者数が30名、延べの利用者数が81名、回数が202回になります。

令和2年度につきましては、一応2月の時点での数字として登録者数が26名、延べの利用者数が77名、回数が198回となっております。

以上になります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号の答弁でございます。

中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

◎日程第15 議案第23号から日程第18 議案第26号まで

○議長（西原 浩君） それでは、次に日程第15 議案第23号別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第24号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第25号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営にかかる基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第26号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号に関しては関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、議案第23号。

別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容について説明します。

議案書は24ページから29ページまでとなります。

議案本文の朗読につきましては省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の28ページをお開きください。

議案第23号別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の説明資料です。

条例改正の背景です。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護報酬に係る改定とあわせて、「社会保障審議会介護給付費分科会」の審議を踏まえ、3年に1度大規模な改正が行われており、来年度から始まる「第8期介護保険事業計画期間」においても関連省令について、所要の改正が行われています。

地方分権の一環で平成24年以降省令で定める基準を踏まえ、条例で定める基準が実際に事業者にも適用される基準とされたため、令和3年基準改正省令を受けて、市町村においても令和3年4月1日施行、一部は10月1日になりますが条例を改正する必要が生じるものです。

議案資料29ページをお開きください。

次に、主な改正内容になります。

1点目が介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した改正について。

2点目が管理者の要件の緩和に伴う改正について。

3点目が質の高いケアマネジメントの推進に伴う改正について。

4点目が生活援助の訪問回数の多い利用者への対応に伴う改正について。

5点目がその他上記の改正に伴う条文の整備等です。

議案資料30ページをお開きください。

条例改正の内容になります。

1点目の介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した改正についてです。

全サービスに共通した改正として、1つ目が感染症対策の強化です。

これは、事業者に感染症に関する委員会や指針の整備、研修の実施及び訓練を実施することを新たに加えたものです。

2つ目が業務継続に向けた取り組みの強化です。

これは、事業者に感染症や災害が発生した場合でも、事業の継続に向けた計画等を義務

づけることを新たに加えるものです。

3つ目が「ハラスメント対策」の強化です。

これは、「ハラスメント対策」に関する事業者の責務を踏まえ、適切に対策を求めることを新たに加えるものです。

4つ目が会議や多職種連携における「ICTの活用」です。

これは、利用者を含めた打ち合わせや関係者等が参加する会議にテレビ電話等を活用して実施を認めることを新たに加えるものです。

議案資料31ページをお開きください。

5つ目が利用者への説明・同意等に係る見直しです。

これは、事業者が利用者等に対し「ケアプラン」や「重要事項説明書」等書面で行うことが規定されているものにつきまして「電磁的記録による対応を原則認める。」ことを新たに加えるものです。

6つ目が記録の保存等に係る見直しです。

これは、事業者の諸記録の保存・交付等について「電磁的記録による対応を原則認める。」ことを新たに加えるものです。

7つ目は、運営規程等の掲示に係る見直しです。

これは、事業者が運営規程等の重要事項について、事業者での「掲示」だけでなく「閲覧可能な形で備え置くこと」等を可能とすることを新たに加えるものです。

8つ目は、「高齢者虐待防止」の推進です。

これは、事業者に人権擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生又はその再発防止のために委員会等の開催等を適切に実施するため、「担当者を定めること」等を義務づけることを新たに加えるものです。

9つ目が「CHASE・VISIT」情報の収集・活用と「PDCAサイクル」の推進です。

全てのサービスについて、「CHASE・VISIT」を活用した計画の策定や事業所単位での「PDCAサイクル」の推進等を新たに加えるものです。

以上の9点が、令和3年度介護サービス等の基準改正に伴うすべてのサービスに共通した改正項目となります。

この改正内容は、議案第24号、25号及び26号においても同様となります。

議案資料26ページをお開きください。

議案資料26ページから27ページの議案第23号から26号共通資料の介護サービス等の基準改正に伴う全サービスの共通した改正項目整理表のとおり、表の上段に記載の4つの条例においてサービス類型ごとにそれぞれの改正項目のとおり改正することとしております。

次に、議案資料32ページをお開きください。

「管理者」の要件の緩和に伴う改正についてです。

改正条項は、第5条第2項に改正内容欄のとおり新たに加えるものです。

これは、居宅介護支援事業所の管理者は「主任介護支援専門員」とされていますが、「管理者」要件について令和3年3月31日までとしていた、経過措置の期間の延長を行うとともに、やむを得ない事由がある場合においては、「主任介護支援専門員」を「管理者」としない取り扱いを可能とするものです。

次に質の高いケアマネジメントの推進に伴う改正について。

改正条項は、第6条第2項に改正内容欄のとおり追加するものです。

これは、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用申込者及びその家族に対し作成した「ケアプラン」における訪問介護等の各サービスの割合と作成した「ケアプラン」に位置づけた訪問介護等の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者による提供されたものの割合について説明を行うことを新たに加えたものです。

次に、議案資料33ページをお開きください。

生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応に伴う改正について。

改正条項は、第15条に改正内容欄のとおり追加します。

これは「区分支給限度基準額」の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等の「ケアプラン」を作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを導入するものです。

その他、改正に伴う条項の繰り下げ等の整理を行うものです。

議案資料の25ページまでちょっとお戻りください。

附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし第5条第2項の規定は令和3年10月1日から施行する。」とするものです。

また、高齢者虐待防止の推進、業務継続計画の策定、感染症対策の強化について、3年間の経過措置期間を設けることとし、改正後の規定の適用に伴い規定中の文言の読みかえについて定めるものです。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第24号別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明いたします。

議案書は30ページから34ページとなります。

議案本文の朗読は省略し別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料44ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の制定説明資料になります。

条例改正の背景については、議案第23号と同様になります。

議案資料、45ページをお開きください。

次に、主な改正内容になります。

主な改正内容につきましては、1点目が介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した改正について。

2点目がその他改正に伴う条項の繰り下げ等を整理するものです。

改正内容につきましては議案第23号と同様になります。

その他、改正に伴う条項の繰り下げを行うものになります。

議案資料の42ページをお開きください。

附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

また、高齢者虐待防止の推進、業務継続計画の策定、感染症対策の強化について、3年間の経過措置期間を設けることとし、改正後の規定の適用に伴い規定中の文言の読みかえについて定めるものです。

以上で議案第24号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第25号別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容

について説明いたします。

議案書は35ページから51ページとなります。

議案本文の朗読は省略し別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の106ページをお開きください。

主な改正内容です。

介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した9項目の改正のほか、15項目についての改正となっています。

介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した9項目の改正の内容については議案23号及び24号と同様です。

それでは、議案資料の108ページをお開きください。

条例改正の内容になります。

サービス種別につきましては、9つの地域密着型サービスが対象となります。

説明につきましては、町内で運営されているサービスの「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」の3つのサービスについてのみ御説明いたします。

議案資料の110ページをお開きください。

地域と連携した災害への対応の強化に伴う改正についてです。

110ページ上段「地域密着型通所介護」の改正項目、運営に関する基準の改正条項は、第59条の15第2項に改正内容の欄のとおり新たに規定を加えるものです。

これは、災害の対応においては地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が義務づけられている介護サービス事業者を対象に避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めなければならないことを規定するものです。

次に110ページ下段、「認知症介護基礎研修」の受講の義務付けに伴う改正について。

こちらの「地域密着型通所介護」の改正項目は、運営に関する基準の改正で改正内容欄のとおり新たに規定を追加するものです。

この項では、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならないと規定されていますが、認知症についての理解のもと介護に係るすべてのものの認知症対応力を向上させていくために、事業者に対し介護に直接かかわる職員のうち、無資格者に対して、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を義務づける規定を追加するものです。

なお、この改正につきましては3年間の経過措置期間を設けることとされております。

次に、議案資料111ページをお開きください。

111ページ表の2段目、「小規模多機能型居宅介護」の改正項目は準用で、先に説明しました「地域密着型通所介護」の勤務体制の確保等に関する基準の規定を準用するものです。

次に111ページの表の3段目、「認知症対応型共同生活介護」の運営に関する基準の改正で、「地域密着型通所介護」の勤務体制の確保等に関する基準の規定と同様の内容を追加するものです。

次に、112ページごらんください。

112ページ中段の「小規模多機能型居宅介護」の人員配置基準の見直しに伴う改正については、人員に関する基準の改正で第6項の表を改正内容欄のとおり改めるものです。

これは、「介護老人福祉施設」又は「介護老人保健施設」「小規模多機能型居宅介護事

業所」を併設する場合に、入所者の処遇や事業所の管理上、支障がない場合について「管理者」「介護職員」の兼務も可能とするとしたものです。

次に112ページ下段、過疎地域等におけるサービス提供の確保に伴う改正については、「小規模多機能型居宅介護」の運営に関する基準の改正で、改正内容欄の規定を新たに追加するものです。

これは過疎地域等において、地域の実情により効率的運営に必要であると町が認めた場合に基準を満たすことを条件として、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものです。

次に、議案資料113ページをお開きください。

113ページ上段、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保に伴う改正については、「認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、改正内容欄のとおり新たに追加するものです。

これは、複数の事業所で人材を活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようサテライト型事業所の基準が創設され、共同生活居住の「管理者」は、本体事業所の「管理者」と兼務を可能とするとしたものです。

また、次の段の設備に関する基準について、第113条で規定するユニット数について、原則1または2とされているところ、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を推進するため、ユニット数を弾力化し「1以上3以下」とするものです。

次に、認知症グループホームの夜勤体制の見直しに伴う改正については、「認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、改正内容欄のとおり追加するものです。

これは、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置をされている夜間深夜時間帯の職員体制について、安全性が確保されていると認められるときは、3人ユニットの場合においては、速やかな対応が可能な構造で安全対策等を要件として、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できるものとするものです。

次に、114ページになります。

上段、外部評価に係る運営推進会議の活用に伴う改正については、「認知症対応型共同生活介護」の運営に関する基準の改正で、既存の外部評価を維持するために自らが提供するサービスの質の評価を行い、第三者が出席する運営推進会議に報告しその評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけ、運営推進会議と既存の外部評価に係る評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

次に、計画作成担当者の配置基準の緩和に伴う改正についてです。

「認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、認知症グループホームにおいて人材の有効活用を図るため、計画作成担当者である介護支援専門員の配置をユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名の配置に緩和するものです。

町内で運営されている「地域密着型サービス事業所」にかかわる基準の改正内容については以上です。

議案資料の102ページまでお戻りください。

附則として「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

また高齢者虐待防止の推進、業務継続計画の策定、感染症対策の強化、認知症に係る基礎的な研修の受講、ユニット定員、栄養管理、口腔衛生の管理について、3年間の経過措置期間を設けることとし、改正後の規定の適用に伴い規定中の文言の読みかえについて定めています。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第26号。

別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方向にかかる基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明いたします。

議案書は52ページから59ページになります。

議案本文の朗読は省略し別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の142ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の制定説明資料になります。

条例改正の背景については、議案23号と同様になります。

議案資料143ページをお開きください。

次に、主な改正内容になります。

介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した9項目の改正のほか、9項目について改正となっています。

介護サービス等の基準改正に伴う全サービスに共通した9項目の改正の内容につきましては、議案第23、24、25号と同様になっております。

議案資料の144ページをお開きください。

条例改正の内容です。

サービス種別については、3つの地域密着型介護予防サービスが対象となっておりますが、説明については町内で運営されているサービスの「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」この2つのサービスについてのみ御説明いたします。

それでは、議案資料の145ページをお開きください。

「認知症介護基礎研修」の受講の義務付けに伴う改正についてですが、表の2段目「介護予防小規模多機能型居宅介護」の改正項目は準用です。

改正条項は、第60条において上段に記載の「介護予防認知症対応型通所介護」の勤務体制の確保等に関する基準の規定を準用するものです。

次に表の3段目、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の改正項目も同じく準用で、「介護予防認知症対応型通所介護」の勤務体制の確保等に関する基準の規定を準用するものです。

次に、「小規模多機能型居宅介護」の人員配置基準の見直しに伴う改正について、人員に関する基準の改正で改正内容欄のとおり改めるものです。

これは、「介護老人福祉施設」又は「介護老人保健施設」と「小規模多機能型居宅介護事業所」を併設する場合に、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、「管理者」「介護職員」の兼務を可能とするものです。

次に146ページ、過疎地域等におけるサービス提供の確保に伴う改正については、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の運営に関する基準の改正で、改正内容のとおり規程に新たに追加します。

これは、過疎地域等において地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員、設備基準を満たすことを条件として、登録定員及び利用定員を超えること可能とするものです。

次に146ページ下段、地域の特性に応じた「認知症グループホーム」の確保に伴う改正について。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、新たに追加し複数の事業所で人材を活用しながら、より利用者に身近な地域のサービス提供が可能となるよう「サテライト型事業所」の基準が創設され、共同生活住居の「管理者」は本体事業所の「管理者」との兼務を可能とするものです。

また、次の段の設備に関する基準の改正では、規定するグループホームのユニット数について、原則1又は2とされているところ、ユニット数を弾力化し「1以上3以下」とするものです。

次に、議案資料147ページをお開きください。

「認知症グループホーム」の夜勤体制の見直しに伴う改正について。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間深夜時間体の職員体制について、安全性が確保されていると認められるときは、3ユニットの場合においては、速やかな対応が可能な構造で安全対策等を要件として、例外的に夜勤2名以上の配置に緩和することができるとするものです。

次に、外部評価に係る運営推進会議の活用に伴う改正について。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」の運営に関する基準の改正で、既存の外部評価を維持するとともに、自ら提供するサービスの質の評価を行い、第三者が出席する運営推進会議に報告して、その評価を受けた上で公表することとされ、運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

次に、議案資料の148ページをごらんください。

計画作成担当者の配置基準の緩和に伴う改正について。

「介護予防認知症対応型共同生活介護」の人員に関する基準の改正で、「認知症グループホーム」において人材の有効活用を図るため、計画策定担当者である「介護支援専門員」の配置をユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名の配置に緩和するものです。

議案資料の140ページまでお戻りください。

附則として、「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

また、高齢者虐待防止の推進、業務継続計画の策定、感染症対策の強化、認知症に係る基礎的な研修の受講、3年間の経過措置期間を設けることとして、改正後の規定の適用に伴い、規定中の文言の読みかえについて定めております。

以上で、議案第26号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第23号から議案第26号の4件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大きく分けて2点質問したいんですが。

一つはですね、いろいろな点でこの規制が緩和されているということがあります。

例えば、議案資料32ページ管理者の要件の緩和に伴う改正というところで、確保が著しく困難であるとやむを得ない理由がある場合については云々というふうになっています

し、それから随所にですね、こういう感じでの緩和が行われている。

例えば、108ページ同じ議案資料の108ページでいうと、オペレーターの配置基準等の緩和に伴う改正ということで、ただし書きとして利用者の処遇に支障がない場合は緩和していいよというふうになっている。

こういう言い方が随所にあるわけですね。

質問内容ですけれども、この条例としてはこういう書き方になるんだろうけども、その判断基準をしっかりしないと広がり過ぎていく恐れもあるわけですね。

だから判断基準について、条例より下の規則等でそういうものをきちっと定めるのかということをお聞きしたいということです。

それから2点目の質問ですけれども、同じく資料で言えば33ページの訪問回数の多い利用者等への対応に伴うということの問題ですけれども、回数の多いその妥当性を検討してこういうふうになっているわけですね。

この妥当性を検討するという場合も、これは恣意的になってはならない。

必要なサービスを受けられないという状況が、起こってはならないと私は思うんですね。

そういう意味で、その妥当性を検討する場合の、基準なり仕組みなりそういうものをきちっとつくるのかどうか。

大きく分けて2点質問します。

○介護支援課主幹（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課主幹。

○介護支援課主幹（高橋勇樹君） ただいまの中村議員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず1点目の御質問ですが、こちらで表しているとおり、省令の中である程度基準というものを決めているものと、各事業所によって運営規程等で定めてる内容がございますので、基本的にはこちらでこの条例以外に規定するものは定めておりませんが、国の省令等に従うものということの判断をしています。

2点目につきましては、議案説明33ページの生活援助の訪問回数の多い利用者への対応に伴う改正についてということにつきましては、基本的には介護支援専門員の規定がありますので、各支援専門員がその生活支援の妥当性というものを内容精査してということなので、ケアプラン等を立てる際に内容が妥当かどうかというのはこれについては生活援助になりますので、家事の部分の介護サービスになるものですから、お手伝いさんのようなそういったサービスの提供をやはり避けるために、その方に必要な介護支援生活援助サービスを提供するために、こういった内容の計上をするというところに計画等を検証することとなっています。

以上で説明を終わります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 具体的にお聞きします。

例えばですよ。

議案資料108ページのオペレーターの配置基準等の緩和に伴う改正という部分で具体的にお聞きしますけれども、ここに第47条第3項にただし書きがあって、利用者の処遇に支障がない場合はこうするんだというふうになっていますけれども、利用者の処遇に支

障がないって判断する場合の基準は、ちゃんと定められるのかということをお聞きしています。具体的にちょっとお聞きしますので、お答えいただければと思います。

それから2点目の質問に関してですけれども、妥当性を検討するということですが、その妥当性を判断して妥当であるとかないとかっていうふうに判断すると思うんですけど、その基準というのをちゃんと定められるかどうかということをお聞きしているわけです。

その妥当性についての評価、それが妥当だと判断したことが、その判断は正しいのかどうかっていうことはちゃんと逆点検されるのかどうか。

その点お聞きします。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

中村議員の御質問にお答えいたします。

同一敷地内の判断についてということですが、こちらにつきましては同一敷地内の建物については、事業サービス事業者のほうの判断になります。

あともう1点、妥当性の判断についてどこが判断をするのか、妥当性について計画についての妥当性をどこが判断するのかということですが、こちらについては町のほうに提出がされますので、その判断につきましては町が行う予定となっております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1つはですね、ちょっと確認したいんですよ。

利用者のサイドに立って考えると、規制緩和されてサービスが低下するんじゃないかと。するとは言ってませんよ。

するのではないかという危惧が生じた場合に、私たちはちゃんと説明しなければいけないので。

全体にわたってですね、今回緩和される部分については、きちんとその判断基準が明らかになると、明らかにすると、いろんな形でですね。

するということに受け取っていいのかっていうことをまず確認したいと思います。

全体にわたってですね。

これは、規定されるけどこれはちょっと抜けてますっていうことはなくて、今回、規制緩和される全部について、きちんとその判断基準なり何なりが定められるというふうに理解していいのかわかるかっていうことが一つです。

それから、妥当性の問題についてですけれども、町が判断するっていうふうにお答えになったんですけど、町が判断するということにしたら、ちゃんとその判断の妥当性を検証する仕組みができていくのかって聞いています。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

このサービスの緩和につきまして、判断基準ということですが、町として全サービスについて基準を新たに設けるということは考えておりません。

それからまた事案事案によってですね、町が判断していくということで、今回の条例に基づいてですね、それから国の基準に基づいて判断をしていくということで、今のところ基準を新たに設けようということは考えておりません。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、中村議員の質問にあります、その緩和されるものというのは当然、今回省令で示された内容と同じように条例改正をしようということですから、緩和されるということは、当然今までよりもですね、今まで厳しかった部分を、少し対応しやすくするですとかそういうことを積極的にしようという意味で、条例改正を今回するわけです。

1つ1つのことを、1個1個聞かれれば答えられることもあります。

けれどもね、その総論的にみんなそういうのは基準をつくるのかという質問されましても、事業所がやらなければならない対応もありますし、先ほどの利用の妥当性を検討というのはですね、これは、町がある程度のサービス費の総額に占める割合が、少し問題ではないかと言ったときに求めた時にですよ、求めた時に、介護支援専門員としてそれについて利用の妥当性を検討して、町に報告を上げてくださいという項目を今回作りますということですのでね、言ってみれば、それで妥当性が認められるのであれば、町が求めたことに対してわかったよと町が判断するということになりまして、もし、いろんな問題があってサービスの内容が本来利用できないような内容だとすれば、それは正してくださいということになっていくということですから。

その1つ1つの文言をとらえてですね、基準があるのかないのか基準をつくるのかという質問はちょっとこの条例全体に対する今回の一部改正に対する質問とはちょっとなじまないのではないかというふうな気がいたします。

先ほど、福祉部長が申し上げましたとおり、町として何か新たな基準を設けて、今回の条例改正に伴ってですね、対応していこうということはありませんけれども、省令あるいはいろんな制度利用の中で培ってきているいろんなものがあると思いますが、それに準じてしっかりと緩和されるべきものについては、積極的に緩和できるようにですね、町としても対応していくということで御理解をいただきたいと。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほか質疑ございますか。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

議案の資料の130ページなんですけれども、条文中にここだけでないんですけどね。
過疎地域その他これに類する地域においてはっていう限定ですけれども、本町は過疎法に基づいた過疎地域にはなっていませんけれども、その他これに類する地域っていう基準がどういうことなのか、それがもし本町でその他の地域、これに類する地域でなければ、58条の3項のサービスが本町では受けられないのか。

このことについてちょっと説明をお願いします。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、田村議員の質問にありました58条の条文に関しては、所管の方でもう少し精査したい旨の申し出がございましたので、審議保留にして、後日、訂正も含めた中で、もう1回審議していただきたいという申し出がございましたので、お受けしたいと思えます。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） それでは、ただいまの4件については、保留いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第27号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第27号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○建設水道部次長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（伊藤一成君） はい。

議案第27号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

議案の60ページをお開きください。

本条例の改正は、基準としています北海道の河川法施行条例が昨年一部改正され、流水及び土地の占用料が変更となったことから、本条例の占用料についても整合を図るため、別表を改正するものです。

内容につきましては、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の149ページをお開きください。

条例の一部改正する条例の新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後で下線部が改正箇所となります。

流水の占用料につきましては、「1 鉱工業用水」から「4 魚族養殖用水」と「6 その他用水」の単価をそれぞれ増額するもので、約10%の増額となっております。

また、「5 鉱泉用水」につきましては、土地の価格に乗じる数値を「100分の5」から「100分の6」へ改正するものです。

次に、151ページをお開き願います。

下段の表が土地の占用料になります。

今回の改正は、占用料の単価、価格算出のための数値の変更及び区分の見直しが主な内容となっております。

まず、「1 鉱泉地」の次のページ「建造工作物敷地」は、土地の価格に乗じる数値を「100分の5」から「100分の6」へ改正し、「3 工作物の伴わない敷地」については、「100分の3」を「100分の5」に改正するものです。

「4 農耕用敷地」については153ページ上段の改正前になりますが、土地の価格に乗じていた「100分の50」が削除となり、「5 採草及び放牧用敷地」は、土地の価格に乗じる数値を「100分の30」から「100分の60」に改正するものです。

「6 漁業及び養殖用水面」並びに「7 けい船その他に係る水面」につきましては、それぞれの単価を改めるもので、「15円」を「20円」に「25円」を「30円」とするものです。

「8 管の埋設」につきましては155ページまでとなりますが、改正前1区分であったものを管の外径により、6区分に細分化するものです。

156ページ、「9 電柱」につきましては、改正前1区分としていたものを電柱及び電話柱に区別し、さらに、電線の本数により、3区分に種類分けするなど合計8区分に細分化する内容となっております。

表下段の備考1につきましては、端数処理の数位を整数位から少数位に変更するもので、157ページの6及び次のページの7については、電柱、電話柱の区分が追加されたことによる説明の追加となるものです。

附則としまして「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

なお、この改正によりまして、河川占用料は約2万円の減額となる見込みとなっております。

以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第27号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第28号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第28号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第28号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の67ページをお開きください。

本条例の改正は、農業集落排水事業の機能強化対策にて令和2年度からの中春別地区排水処理施設改築更新事業の新規採択を受けるに当たり、地区の現況の見直しが必要でありましたことから、平成30年度に実施しました排水施設の調査診断業務において、地区の現況を調査した結果、計画処理対象人口が定住及び流入人口の変動により、平成6年の当初計画値と比べ減少していることから、別海町集落排水施設設置条例の一部を改正するものです。

それでは議案の内容説明いたしますが、議案の朗読は省略し別冊の議案資料により説明をいたします。

議案資料の159ページをお開きください。

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条の表、中春別農業集落排水施設の計画人口の欄中「770人」を「650人」に改めるものです。

なお、附則としまして「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第30号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第30号工事請負契約の締結について、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（1号棟）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第30号の内容説明をいたします。

議案の69ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（1号棟）。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億2,265万円。うち消費税及び地方消費税額1,115万円。
- 4、契約の相手方、三共・岡田経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別海町西春別99番地の48、株式会社三共工務店、代表取締役、森田雅浩、野付郡別海

町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は令和2年12月23日から令和3年1月19日までの休日を除く15日間。

応募者数は5社で資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月18日、株式会社佐々木建設工業、島影建設株式会社、三共・岡田經常共同企業体、近藤建設株式会社、みどり建工緑健康株式会社の5社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億1,250万円、最低入札価格は1億1,150万円で、最低入札者であります本案の三共・岡田經常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期は本契約の翌日から12月10日を予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料のほうで御説明いたします。

議案資料の161ページをお開きください。

こちら165ページまでが本案工事の資料となっております。

工事の概要ですが、構造につきましては補強コンクリートブロック造2階建て、1棟12戸、延べ床面積は1,122.46平方メートル、建築面積は642.14平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は和室の洋室化を含むバリアフリー化改修及び内装仕上げ材の改修、外部につきましては外壁板金の張替え、屋根の葺替えと屋上防水、そして窓やドアの外部建具の改修を予定するものです。

162ページにお進みください。

左側付近見取り図ですが、工事の場所は黒塗りの場所、別海町別海142番地の32です。

右側の配置図ですが、工事の建物は上北側一番左上の棟になります。

参考資料といたしまして、163ページに1階と2階の改修前の平面図、164ページには改修後の平面図、また、165ページにはそれぞれの方角から見た立面図を掲載しております。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第31号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第31号工事請負契約の締結について、イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（1号棟）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第31号の内容説明をいたします。

議案の70ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修機械設備工事（1号棟）。
- 2、契約方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,112万8,000円。うち消費税及び地方消費税額464万8,000円。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前錦町200番地、株式会社竹崎工業、代表取締役、竹崎修一。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、令和2年12月23日から令和3年1月19日までの休日を除く15日間。応募者数は4社で資格審査の結果、すべての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月18日、株式会社竹崎工業、株式会社高橋工業、畠沢ほっけん株式会社、協和建設工業株式会社の4社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,664万円、最低入札価格は4,648万円で、最低入札者であります本案の株式会社竹崎工業と現在仮契約中であります。

なお、工期につきましては、本契約日の翌日から12月10日までを予定しております。工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の166ページをお開きください。

167ページまでが本案の工事資料となっております。

工事の概要のうち、構造及び面積につきましては、先ほど建築主体工事と同様となりますので説明のほうは省略させていただきます。

主な工事内容ですが、屋内給排水設備の改修、給湯管を含む給湯設備の改修、トイレや洗面化粧台などの衛生器具の改修、ガス管の改修、灯油タンクなどの暖房設備の改修及び換気設備の改修を予定するものです。

参考資料といたしまして、167ページに1階と2階の配管図を掲載しておりますが、詳細な説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第32号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第32号の内容説明をいたします。

議案の71ページになります。

議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されておりまして、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合につきましても、同様とされておりますことから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回変更するのは、床丹、尾岱沼、中春別、上春別、西春別、泉川、本別、本別海の8つの辺地です。

72ページにお進みください。

まず、床丹辺地総合整備計画です。

床丹辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は第4次の変更です。

変更の内容は、下段3番の表になります。

経営近代化施設につきましては、畜産担い手総合整備型再編整備事業費の精査によるもので、変更後における事業費を4,958万7,000円。

財源内訳は、特定財源を4,661万5,000円、一般財源を297万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を290万円とするものです。

73ページをお開きください。

次に、尾岱沼辺地総合整備計画です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は第6次の変更です。

74ページにお進みください。

3番の表になりますが、変更の内容は、1段目の下水道施設につきましては、漁業集落排水事業の事業費の精査によるもので、変更後における事業費を3,373万2,000円。

財源内訳は特定財源を830万円、一般財源を2,543万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,210万円とするものです。

次に、経営近代化施設につきましては、畜産担い手総合整備型再編整備事業費の精査によるもので、変更における事業費を2億1,287万3,000円。

財源内訳は特定財源を1,779万4,000円、一般財源を1億9,507万9,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億9,500万円とするものです。

また、電気通信施設については、コミュニティFM放送通信施設整備事業を計画することによるもので、変更後における事業費を7,920万8,000円。

財源内訳は特定財源を5,150万円、一般財源を2,770万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,770万円とするものです。

75ページをお開きください。

次に、中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

76ページにお進みください。

3番の表になりますが、変更の内容は、2段目の通学バスについては、老朽化したスクールバスの更新計画により、新たに追加するもので、事業費を1,153万8,000円。

財源内訳は、特定財源を375万円、一般財源を778万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を770万円とするものです。

また、経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業費の精査によるもので、変更後における事業費を3億7,357万2,000円。

財源内訳は特定財源を3億5,115万5,000円、一般財源を2,241万7,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,230万円とするものです。

77ページをお開きください。

次に、上春別辺地総合整備計画です。

上春別辺地の総合整備計画は令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

78ページにお進みください。

3番の表になりますが、変更の内容は下から2段目の経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の計画により、新たに追加するもので、事業費を4,160万円。

財源内訳は特定財源を3,910万5,000円、一般財源を249万5,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を230万円とするものです。

79ページをお開きください。

次に、西春別辺地総合整備計画です。

西春別辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は第6次の変更です。

80ページにお進みください。

3番の表になりますが、変更の内容は1段目の交通道路施設について、橋梁長寿命化補修事業費の精査によるもので、変更後における事業費を3億5,604万5,000円。

財源内訳は特定財源を1億9,501万2,000円、一般財源を1億6,103万3,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億6,070万円とするものです。

また、下から2段目の経営近代化施設につきましては、国営環境保全型かんがい排水事業別海西部地区の完了に伴う償還事業費を新たに追加するもので、事業費を133億8,048万5,000円。

財源内訳は特定財源を132億1,601万7,000円、一般財源を1億6,446万8,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を9,890万円とするものです。

81ページをお開きください。

次に、泉川辺地総合整備計画です。

泉川辺地の総合整備計画は平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第2次

の変更です。

変更の内容は下段3番の表になります。

2段目の産業農林道につきましては、光進北地区基盤整備促進事業を計画することによるもので、変更後における事業費を2億4,250万円。

財源内訳は特定財源を1億912万円、一般財源を1億3,338万円として、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億3,270万円とするものです。

次の経営近代化施設は、国営環境保全型かんがい排水事業別海西部地区の完了に伴う償還事業費を新たに追加するもので、事業費を86億7,167万2,000円。

財源内訳は、特定財源を85億6,508万3,000円、一般財源を1億658万9,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6,410万円とするものです。

また、電気通信施設については、コミュニティFM放送通信施設整備事業費を計画することによるもので、変更後における事業費を1億8,440万6,000円。

財源内訳は特定財源を1億2,290万円、一般財源を6,150万6,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を6,150万円とするものです。

82ページにお進みください。

次に、本別辺地総合整備計画です。

本別辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は下段3番の表です。

下から2段目の経営近代化施設については、国営環境保全型かんがい排水事業別海西部地区の完了に伴う償還事業費や畜産担い手総合整備型再編整備事業費を新たに追加することによるもので、事業費を3,181万5,000円。

財源内訳は特定財源を3,055万円、一般財源を126万5,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を110万円とするものです。

83ページをお開きください。

最後に、上風連辺地総合整備計画です。

上風連辺地の総合整備計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は下段3番の表になります。

2段目の産業農林道について、根室中部7号支線地区基盤整備促進事業の精査によるもので、変更後における事業費を9億7,964万3,000円。

財源内訳は特定財源に変更はなく、一般財源を2億8,532万9,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億8,380万円とするものです。

以上で議案第32号の内容説明を終わりますが、私、今回の議案の冒頭で恐らく言い間違いが1カ所あったと思いますので、訂正させていただきます。

今回変更いたしますのは、床丹、尾岱沼、中春別、上春別、西春別、泉川、本別、上風連の8つの辺地ではあります。

お詫びして訂正いたします。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第33号

○議長(西原 浩君) 日程第24 議案第33号別海漁港における公有水面埋立についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○産業振興部次長(小湊昌博君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 産業振興部次長。

○産業振興部次長(小湊昌博君) はい。

議案第33号別海漁港における公有水面埋立についての内容説明をいたします。

議案の84ページをお開きください。

本件につきましては、令和3年2月18日付けで北海道から出願のあった公有水面埋立免許について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から意見を求められたものです。

今回の埋立は、サケの定置漁船の大型化等により、漁港のさらなる狭隘化が懸念されることから、係留施設の拡充を図るために必要なものであり、埋立に同意したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

埋立の位置につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の168ページをお開き願います。

図面の赤い線で囲まれた部分が、今回埋立する場所になります。

それでは、議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

別海結構漁港における公有水面埋立について、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から下記による公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

- 1、出願者、北海道。
- 2、埋立位置、野付郡別海町本別海26番地先の公有水面。
- 3、埋立の面積、2,416.32平方メートル。
- 4、埋立地の用途、マイナス3.0メートル岸壁。
- 5、埋立に関する工事の施工に要する期間、5年。

以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第34号

○議長(西原 浩君) 日程第25 議案第34号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長(伊藤一成君) はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（伊藤一成君） はい。

町道の路線認定及び廃止について、内容を説明いたします。

議案の８５ページをお開きください。

本案は、道路整備の事業採択及び工事の計画に伴い、町道認定の変更及び追加が必要となったことから、認定については道路法第８条第２項、廃止については同法第１０条第３項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容については、議案資料により説明いたします。

議案資料の１６９ページをお開きください。

既に認定している路線は７３５路線で、総延長は１，１８６．８４７１５キロメートルです。

今回の変更認定につきましては、道営農道整備事業採択のため対象となる２路線の一部区間を認定廃止するもので、当該２路線の全区間４，３１８メートルを一旦廃止し、事業区間外となります２，７１３．８１メートルを再度認定するものです。

また、新規認定につきましては今後に工事を計画している１路線１２４．１３メートルを新たに追加するものです。

以上により、町道延長を７３６路線、１，１８５．３６７０９キロメートルとするものです。

次に、１７０ページが今回認定する路線の一覧となっております。

整理番号８９２が工事計画に伴い新たに認定する路線で、整理番号２４４及び３４８の２路線が道営農道整備事業採択のため、一部区間の認定を廃止する路線となっております。

次に、１７２ページの位置図につきましては、別海市街中心より中標津方向に約７００メートルに位置した実線の部分が新たに認定する路線となっております。

１７３ページ、１７４ページの位置図につきましては、中春別市街から道道西春別春別停車場線を西春別方向へ２．５キロ程の位置で、破線が廃止する区間で実線が再度認定する区間となっております。

以上で、議案第３４号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 諮問第１号

○議長（西原 浩君） 日程第２６ 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たって、

まず、市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務局に推薦することになっております。

別海町では現在、別海の保田千恵子さん、棚橋昌博さん、西春別地区の山藤史江さん、尾岱沼地区の新井田史彰さん、中春別地区の藤原優子さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございます。

この中で、藤原優子さんが令和3年6月30日をもって任期が満了となります。

つきましては、引き続き藤原優子さんを人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和3年7月から令和6年6月30日までの3年間となります。

藤原優子さんにおかれましては、平成21年に人権擁護委員に選任され、現在4期目で御活躍をいただいているところでございますけれども、主な経歴につきまして若干申し上げます。

藤原優子さんは、昭和30年8月21日生まれで、昭和49年中標津高等学校を卒業後、根釧パイロットファーム中春別農業協同組合を経まして、そのあと北海道生乳検査協会に勤務をされ、平成28年に退職されて現在に至っております。

この間、別海町町政モニター、また、別海町行財政改革町民会議委員、中春別中学校評議員、さらには中春別町内会女性部部長等々を歴任された方でございます。

地域住民から信頼も大変厚く、人格識見共にすぐれた方でありまして、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、8日月曜日は午前10時から一般質問を行います。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員